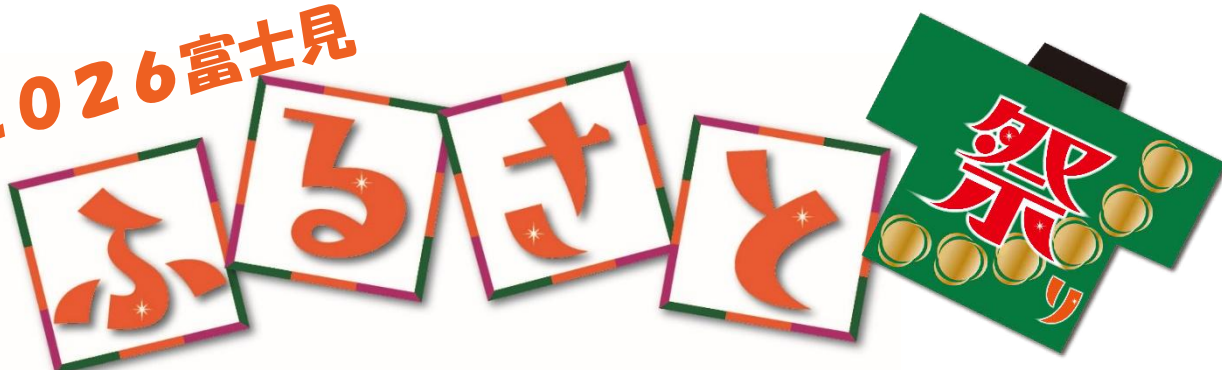




いっぴん広場
ふぁーまーず通り

2026富士見



出店要領

はじめに（出店目的）

「富士見ふるさと祭り」は、実行委員会を中心に、市民の皆さんの力で創り上げる市の一大イベントです。その中で、市内商・工・農業者、商工会会員の方々にご参加いただいている模擬店は、祭りを盛り上げるうえで欠かせない存在となっています。

祭りにご来場される市民の皆さんが、富士見市を「ふるさと」として愛着を深め、安心して楽しむことができる祭りを、実行委員会と模擬店として出店される皆さんで創りあげてまいりたいと思います。

また、富士見ふるさと祭りは、「会場の美化やゴミの減量化」に努めるとともに、富士見市暴力団排除条例の趣旨を踏まえた活動にも取り組んでまいりますので、ご協力をお願いいたします。

★留意事項★

- ①出店者は本要領を遵守し、富士見ふるさと祭りの風情ある雰囲気づくりに協力してください。
- ②出店にあたり、繰り返しの注意にもかかわらず本要領を守らない場合は、実行委員会において、出店の取り消し及び次回以降の出店のお断りをさせていただきます。

1 開催日時

令和8年10月24日（土）午前9時から午後4時まで

2 会場

文化の杜公園、職員第1駐車場（諏訪小学校北側）、市民総合体育館
市役所来庁者西側駐車場、職員第2駐車場

「いっぴん広場」 商工業者・・・職員第1駐車場（諏訪小学校北側）

「ふぁーまーず通り」 農業者・・・文化の杜公園

※今年度から新庁舎建設工事に伴い、会場が一部変更となります。

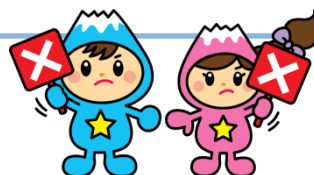
- ・いっぴん広場には臨時流し台が設置できないため、できる限り給排水をしない出店者を募集します。（文化の杜公園内の臨時流し台は利用可）
- ・併せて、募集店数も減少しますので市内飲食店舗・小売業等を優先させていただきます。

3 参加資格・条件

- （1）市内で商業・工業・農業を営む事業者、団体及びグループまたは富士見市商工会会員であること。かつ、営利活動もしくは広告宣伝を主目的とせず、祭りを盛り上げ、賑わいの創出に協力するものであること。
- （2）出店箇所とその周辺の清掃を随時行い、祭りの会場美化及びゴミの適正処理を行うこと。
- （3）暴力団排除活動の一環として、実行委員会が提出書類の一切を警察等に問い合わせることに関し、何ら異議申し立てを行わず、率先して協力すること。
- （4）その他出店に関する事項について、実行委員会、警察、消防及び保健所の指示に従うこと。

◎以下に該当する場合は、参加できません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である者
- ・暴力団又は暴力団員が出店申込者等の営業を支配するもの
- ・法人で、その役員又は主要な従事者が暴力団員であるもの
- ・政治的内容のチラシを配る等の政治的行為、布教活動等を行うもの
- ・その他富士見ふるさと祭りの風紀を乱し、又は乱すおそれがあると実行委員会が認める者



4 出店申込み

受付期間内に所定の申込書類に必要事項を記入し、申し込んでください。
※より多くの団体に出店していただくため、同一団体からの複数の申込みは受け付けておりません。

- (1) 受付期間 8月4日(火) 午前9時から 8月27日(木) 午後5時まで
(土・日・祝日は除く)
- (2) 受付場所 【商・工業者】 産業経済課または富士見市商工会
【農業者】 農業振興課
【共通】 メール提出可 seikatsu@city.fujimi.saitama.jp
- ・持参またはメールでの受付です。郵送、FAX、電話等では受け付けません。
 - ・出店申込書は産業経済課及び農業振興課窓口に用意しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。
- (3) 募集店数 50店(募集数を超えた場合は、抽選となります。)
- (4) 申込書類

①出店申込書

②誓約書(当日従事者名簿を含む。)

③臨時出店の概要

④露店等の開設届出書 ※火気器具・電気器具を使用する場合

⑤細菌検査申込書兼同意書 ※実行委員会指定の検体検査を受検する場合

⑥出店費用

出店費用は、出店者の決定後から出店者説明会までにお支払いください。

区分	項目	単価	備考
必須	出店料	10,000 円	テント、机 1 台、イス 2 脚
	ごみ処理負担金	3,000 円	飲食店
		1,000 円	飲食店以外
	飲食物危険補償特約保険料	1,000 円	飲食店のみ
オプション	細菌検体検査料	1,000 円	1 検体
	電気使用料	1,000 円	500Wあたり
	追加備品代 机	1,500 円	1 台
	〃 イス	500 円	1 脚
	消火器レンタル	2,500 円	1 本

- ・出店費用は返金いたしません。ただし、富士見ふるさと祭りが中止となった場合に限り、出店料のみ返金します。(その他の出店費用については返金いたしません。)



5 出店者決定

受付期間終了後、出店者及び出店位置（区画）の抽選を行います。

出店位置（区画）については、申込状況、取扱い品目等を考慮の上、事務局にて決定させていただきますので、ご了承ください。

6 出店者説明会

- (1) 日時 9月9日（水） 午前10時から 飲食業・小売業の方
午後1時30分から その他の業種の方
- (2) 場所 富士見市役所2階 第1・2・3会議室
- ・説明会には**必ず出席**してください。また、説明会で指示を受けた事項については、当日従事者全員に周知してください。
 - ・説明会出席者に「駐車許可証」及び「出店許可証」を配布します。
※再発行はいたしません。

7 出店資格審査

- (1) 「誓約書」は、必ず提出してください。出店者が暴力団関係者等に該当しないことを確認するため、「誓約書」裏面の当日従事者名簿をもとに、警察に照会を行います。
- (2) 富士見ふるさと祭りの当日は、氏名・住所及び生年月日が記載されている顔写真付身分証明書（運転免許証など）を携帯し、実行委員会及び警察から提示を求められた際には、これを提示する等、従事者確認へのご協力をお願いします。

8 飲食料品の取り扱いについて

- (1) 細菌検体検査の受検
- ・調理従事者は、必ず細菌検体検査（O-157の検査項目を含むもの）を受検してください。
 - ・個別に受検した検査結果（O-157の検査項目を含むもの）の提出に代えることが可能です。この場合、開催日3か月前より有効としますが、可能な限り開催日に近いものをご提出ください。
 - ・受検を希望される方は、実行委員会で取りまとめて検査を行いますので、申込み時にお申し出ください。なお、その際は「細菌検査申込書兼同意書」の提出及び検査料（1検体 1,000円）の支払いが必要となります。

【検体の提出】 9月 9日（水）午前9時から午後5時まで
9月10日（木）午前9時から正午まで

【検査結果の提出】 9月16日（水）午後5時まで

【提出場所】 【商・工業者】産業経済課 【農業者】農業振興課

(2) 保険への加入

- ・**飲食物品を扱う団体の方には、必ず実行委員会指定の賠償責任保険（飲食物危険補償特約）に加入していただきます。**

※富士見ふるさと祭り中、提供した飲食物や製造販売した物の欠陥が原因で生じた食中毒等の万一の事故に対して、実行委員会が補償手続きを行いますので、各自で加入している事業者であっても、加入していただきます。

- ・飲食物危険補償特約の内容

①保険種類 富士見ふるさと祭りの賠償責任保険（飲食物危険補償特約）

②保険期間 令和8年10月24日の一日間

③保険料 1店につき1,000円

④補償内容 事故 1名5,000万円（限度3億円）

物損 3,000万円限度

(3) 保健所からの指導事項等

- ・容器・スプーン等は使い捨てのものを使用してください。
- ・汁物等（うどん・とん汁等）を取り扱う出店者の方は、残った汁等は持ち帰るか、臨時流し台脇に設置されているバケツに捨ててください。

※固形物は絶対に流さないこと。また、植栽帯やU字溝等に捨てることも厳禁です。

- ・取扱品の主な仕入先を「出店申込書」にご記入ください。
- ・その他詳細については、食品衛生講習（出店者説明会時に開催）における保健所からの指導事項を遵守してください。

(4) 飲食品目について

- ・取扱食品は、具材等を含め必ず当日調理し、十分加熱処理したものを販売してください。前日に作り置きしたものや、直接手を触れて調理するものは取り扱えません。

■取り扱い可能

分類	食品例
煮物	おでん、煮込み、汁物、玉こんにゃく
焼き物	たこ焼き、お好み焼き、焼き鳥、ピザ等
揚げ物	から揚げ、ポテトフライ、アメリカンドッグ、揚げパン、ドーナツ等
蒸し物	蒸しまんじゅう、蒸しシューマイ等
麺	ラーメン、焼きそば、焼うどん等
焼き菓子	カステラ、今川焼、焼団子等
飲み物	生ビール、ジュース等
その他	ポップコーン、かき氷、果実アメ、アイスクリーム（完成品に限る）

※缶ビール・缶酎ハイは、紙コップ等から注いでから提供してください。

■取り扱い不可

分類	食品例
ご飯もの	寿司、おにぎり（完成品除く）等
生もの	さしみ、サラダ等
生クリームを使用したもの	クレープ、パンケーキ等
その他	冷やしきゅうり、水あめ、ビン入りの飲み物

- ・販売物の変更は出店者説明会までにお知らせください。それ以降の変更は認められません。
- ・飲食品目（取扱食品）につきましては、保健所の指導に従っていただきます。

9 火気・電気の使用

（１）消火器の設置

- ・火気、電気を使用する場合（※下記（２）対象器具参照）には、**消火器の設置が義務付けられています**。出店申込時に「露店等の開設届出書」を提出し、消火器を準備したうえで出店してください。

なお、有料レンタル（１本：２，５００円）も可能です。

※当日、消防署員による現地確認があります。消火器の用意ができていない場合は出店ができなくなりますので、ご注意ください。

- ・消火器とは、業務用消火器（「消火器の技術上の規格を定める省令」第１条の２第１号に定めるもので、設計標準使用期限内のもの）とします。なお、エアゾール式簡易消火具及び住宅用消火器は該当しません。

（２）対象器具

分類	対象器具例
気体燃料を使用する器具	ガスコンロ、カセットコンロ等
液体燃料を使用する器具	発電機、石油ストーブ等
固体燃料を使用する器具	バーベキューコンロ、七輪等
電気を熱源とする器具	ホットプレート、綿菓子製造機等

（３）その他

- ・プロパンガス等の火気取扱いについては、十分注意してください。
- ・その他詳細については、出店者説明会における消防署員からの指導事項を遵守してください。

10 備 品

(1) テント、机、イス

- ・テントは実行委員会で用意します。【テントサイズ：2.7m×3.6m】
- ・各テントには、机1台、イス2脚を用意します。それ以上必要な場合は、別途有料で承ります。
- ・そのほかの必要器材は、各出店者で用意してください。
なお、それらの器材の紛失について、実行委員会は責任を負いません。

(2) 備品の貸出

- ・机、イス等の追加備品や、電気使用の申込みは、所定の費用（P2参照）を添え、申込時に行ってください。なお、申込み後に内容の変更がある場合は、出店者説明会までに申し出てください。
- ・貸し出した備品は、出店者の責任のもと管理し、紛失・破損等が生じた場合は、実費により弁償していただきます。

(3) 電気設備

- ・電気器具用コンセントは、出店者の申込みにより実行委員会が設置しますので、それ以外のコンセントや他テントのコンセントは使用しないでください。
- ・2口コンセントとなっています。事前に使用する電気製品の電気使用容量を十分にチェックし、容量が超えないように注意してください。
- ・申請書に記載いただいた電気製品一覧を、当日テントに掲出します。
事前に申請のない電気製品の使用を確認した場合、その場で電気製品の利用を中止していただくとともに、迷惑行為とし、会場で損害額が発生した場合はその費用を負担していただきます。
- ・安全対策上、1つのコンセントから2つ以上の配線をする（タコ足配線）を禁止します。また、電気製品のプラグの先端が曲がっているもの、壊れているものは事故防止のため使用しないでください。
- ・ホットプレート・冷蔵庫等電気容量が大きいものの使用を避け、代用品（ガスコンロやクーラーボックス）の活用をお願いします。
- ・発電機の使用は可とします。使用する団体は近隣の出店者の方に同意を得るとともに、会場内のイベントの迷惑とならないようにしてください。

1.1 会場美化（ゴミの適正処理）について

（1）会場美化

- ・出店箇所とその周辺の清掃は、随時行ってください。また、著しく会場を汚すものや、清掃しにくいものの販売等は避けてください。
- ・生ゴミでいっぱいになったゴミ袋は、衛生上、直ちにゴミ収集車へ運んでください。

（2）ゴミの処理方法等

- ・ゴミの削減に努めてください。
- ・ゴミ袋は透明または半透明のものを使用してください。
- ・ゴミは分別してから指定の集積場所へ搬出してください。分別できていないものはお持ち帰りいただく場合があります。なお、分別は以下のとおりです。

分類	搬出時間	備考
可燃ゴミ	午前9時30分から 午後4時30分まで	生ゴミ、汚れたプラスチックや 発泡スチロール類含む
資源プラスチック		汚れていないもの
段ボール	午後2時30分から 午後4時30分まで	折りたたんでひもで縛ったもの
発泡スチロール		汚れていないもの

※ゴミ収集場所では係員の指示に従ってください。

- ・以下のゴミは収集しませんので、持ち帰ってください。

- ①24cm×24cm×35cmを超えるゴミ
- ②調味料等、出店者から出るビン
- ③不燃ゴミ、有害ゴミ（電池等）



1.2 搬入・搬出

物品の搬入出については、必ず以下の事項を守ってください。守らない場合は、出店を取り消します。

（1）搬入出時間

区分	時間
搬入	10月23日（金）午後4時から午後10時まで 24日（土）午前5時から午前8時15分まで ※23日午後10時から24日午前5時までは出入口は封鎖されます。
搬出	10月24日（土）午後4時から午後6時まで ※但し、車での搬出（乗り入れ）は午後5時以降となります。

- （2）「いっぴん広場（職員第1駐車場）」の前面道路は24日（土）午前8時30分から午後5時まで歩行者専用道路となります。規制時間中は車両の通行はできませんので、必ず規制前に出庫させてください。
- （3）1出店につき駐車場1台分を用意します。駐車場は公用車駐車場（昨年までの「いっぴん広場」）に変更となります。駐車許可証を提示した上で、必ず指定された駐車エリアに駐車し、他の場所に駐車しないでください。
- （4）「いっぴん広場（職員第1駐車場）内」は一方通行です。
体育館側の出入口のみ利用可（反対側はフリーマーケット出店者専用。）

1 3 出店取り消し等について

以下の場合に出店を取り消します。なお、納入済みの出店料等は返金しません。

- (1) 「3 参加資格・条件」(P 1) に示す要件に適合しないと判明した場合
- (2) 申込みに際して、必要書類の記載内容に虚偽の事実があった場合
- (3) 「誓約書(当日従事者名簿を含む。)」を提出しない場合
- (4) 出店者説明会を無断欠席した場合
- (5) 飲食物を取り扱う団体で調理従事者の細菌検体検査結果を確認できない場合

※そのほか、出店要領に定める事項やその他注意事項を守らない(指定時間以外の会場内への車の乗入等)、粗野又は乱暴な言動により周囲の人に迷惑をかけるなど、「富士見ふるさと祭りにふさわしくない」と実行委員会が判断した場合は出店を取り消し、次回以降の出店もお断りします。また、当日であっても出店は取り消します。代表者は、各従事者に周知してください。

1 4 その他

- (1) 当日が雨天の場合も、富士見ふるさと祭りが中止にならない限り出店は可能です。出店者の判断で出店してください。なお、ふるさと祭りが中止となる場合は、各模擬店代表者の方へ事務局から連絡します。
- (2) 当日は、出店者説明会で配布する「出店許可証」を必ず持参のうえ、外から見える場所に掲示してください。
- (3) 出店区画は、出店者説明会で決定した場所を守ってください。テント外に商品やイス・机を並べる行為は禁止します。
- (4) ハンドマイク・スピーカー・大声等での呼び込みは禁止します。
- (5) イベントの性質上、各種マスメディアに撮影されたものが、新聞・テレビ等で公開される可能性があります。また、主催者による記録写真等に参加時の活動及び肖像が残り、これらが今後の富士見ふるさと祭りの広報活動において印刷物や市ホームページ等に使用される場合があります。代表者は、各従事者に説明のうえ、同意を得て応募してください。
- (6) 申請した事項に変更が生じたときは、産業経済課または農業振興課までご連絡ください。
- (7) 会場および駐車場で起きた車のトラブルについては、一切責任を負いかねます。



【問合せ】

2026富士見ふるさと祭り実行委員会事務局（協働推進課）

所在地：富士見市大字鶴馬1800番地の1（富士見市役所2階）

○いっぴん広場に関すること

【商・工業者】産業経済課（担当 吉田）

電話（直通）：049-257-6827

○ふぁーまーず通りに関すること

【 農業者 】農業振興課（担当 吉野）

電話（直通）：049-257-6987

【 e-mail 】 seikatsu@city.fujimi.saitama.jp